

市 議 会 定 例 会 議 案

山 形 市

令和 8 年 3 月定例会議案目次

議案番号	件名
議第 4 号	令和 7 年度山形市一般会計補正予算
議第 5 号	令和 7 年度山形市一般会計補正予算
議第 6 号	令和 7 年度山形市水道事業会計補正予算
議第 7 号	令和 7 年度山形市公共下水道事業会計補正予算
議第 8 号	令和 8 年度山形市一般会計予算
議第 9 号	令和 8 年度山形市水道事業会計予算
議第 10 号	令和 8 年度山形市公共下水道事業会計予算
議第 11 号	令和 8 年度山形市農業集落排水事業会計予算
議第 12 号	令和 8 年度山形市立病院済生館事業会計予算
議第 13 号	令和 8 年度山形市国民健康保険事業会計予算
議第 14 号	令和 8 年度山形市後期高齢者医療事業会計予算
議第 15 号	令和 8 年度山形市介護保険事業会計予算
議第 16 号	令和 8 年度山形市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算
議第 17 号	令和 8 年度山形市財産区会計予算
議第 18 号	令和 8 年度山形市駐車場事業会計予算
議第 19 号	令和 8 年度山形市公設地方卸売市場事業会計予算
議第 20 号	市道路線の認定について
議第 21 号	「工事請負契約の締結について」の一部変更について（西部工業団地公園内スポーツ施設整備工事）
議第 22 号	包括外部監査契約の締結について
議第 23 号	公の施設の上山市区域内への設置に関する協議について
議第 24 号	山形市宿泊税条例の設定について
議第 25 号	山形市ひと休みびと支援条例の設定について
議第 26 号	山形市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の設定について
議第 27 号	山形市児童遊戯施設条例及び障がい者の施設使用料等を無料とする条例の一部改正について

- 議第28号 山形市行政手続条例の一部改正について
- 議第29号 山形市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議第30号 山形市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
- 議第31号 山形市手数料条例の一部改正について
- 議第32号 山形市児童遊園条例の一部改正について
- 議第33号 山形市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第34号 山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第35号 山形市森林等の火入れに関する条例の一部改正について
- 議第36号 山形市火災予防条例の一部改正について

議 第 4 号

令和 7 年度山形市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 7 年度山形市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ733,950千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116,002,144千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 2 月 26 日 提出

山形市長 佐藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		21,792,625 ^{千円}	247,666 ^{千円}	22,040,291 ^{千円}
	2 国庫補助金	7,220,068	247,666	7,467,734
19 繰入金		3,444,100	4,284	3,448,384
	2 基金繰入金	2,995,039	4,284	2,999,323
22 市債		4,625,400	482,000	5,107,400
	1 市債	4,625,400	482,000	5,107,400
歳入合計		115,268,194	733,950	116,002,144

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		9,837,764 ^{千円}	733,950 ^{千円}	10,571,714 ^{千円}
	3 中学校費	626,562	733,950	1,360,512
歳出合計		115,268,194	733,950	116,002,144

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
10 教育費	3 中学校費	屋内運動場空調設備等整備事業 (第一中学校ほか4校)	599,851 ^{千円}

第3表 地方債補正

変 更

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
義務教育施設整備事業	439,700 ^{千円}	921,700 ^{千円}

議 第 5 号

令和 7 年度山形市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 7 年度山形市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,598,751千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119,600,895千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 2 月 26 日 提出

山形市長 佐藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		14,052,601 ^{千円}	1,274,171 ^{千円}	15,326,772 ^{千円}
	1 地方交付税	14,052,601	1,274,171	15,326,772
15 国庫支出金		22,040,291	1,053,568	23,093,859
	1 国庫負担金	14,509,139	257,401	14,766,540
	2 国庫補助金	7,467,734	796,167	8,263,901
16 県支出金		8,643,968	717,100	9,361,068
	1 県負担金	4,975,395	66,989	5,042,384
	2 県補助金	2,758,853	650,111	3,408,964
18 寄附金		4,565,400	566,067	5,131,467
	1 寄附金	4,565,400	566,067	5,131,467
19 繰入金		3,448,384	△ 1,032,739	2,415,645
	2 基金繰入金	2,999,323	△ 1,032,739	1,966,584
21 諸収入		6,329,550	4,284	6,333,834
	5 雑入	2,600,184	4,284	2,604,468
22 市債		5,107,400	1,016,300	6,123,700
	1 市債	5,107,400	1,016,300	6,123,700
歳入合計		116,002,144	3,598,751	119,600,895

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		13,283,511 ^{千円}	517,420 ^{千円}	13,800,931 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	5,595,968	365,530	5,961,498
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	661,579	26,913	688,492
	7 企 画 費	2,159,073	159,309	2,318,382
	8 文 化 ス ポ ー ツ 費	3,114,670	△ 34,332	3,080,338
3 民 生 費		46,588,699	503,497	47,092,196
	1 社 会 福 祉 費	20,690,248	64,278	20,754,526
	2 児 童 福 祉 費	21,434,016	397,966	21,831,982
	4 災 害 対 策 費	277,716	41,253	318,969
4 衛 生 費		9,167,701	9,892	9,177,593
	3 環 境 保 全 費	398,928	9,892	408,820
5 労 働 費		512,384	35,198	547,582
	1 労 働 福 祉 費	512,384	35,198	547,582
6 農 林 水 産 業 費		2,151,427	727,593	2,879,020
	1 農 業 費	1,797,205	727,593	2,524,798
7 商 工 費		8,442,194	438,617	8,880,811
	1 商 工 費	8,362,945	438,617	8,801,562
8 土 木 費		12,035,480	700,679	12,736,159
	2 道 路 橋 り よ う 費	4,042,234	458,697	4,500,931
	4 都 市 計 画 費	3,468,671	241,982	3,710,653

款	項	補正前の額	補正額	計
9 消 防 費		3,305,777 ^{千円}	5,209 ^{千円}	3,310,986 ^{千円}
	1 消 防 費	3,305,777	5,209	3,310,986
10 教 育 費		10,571,714	660,646	11,232,360
	2 小 学 校 費	1,906,646	155,036	2,061,682
	3 中 学 校 費	1,360,512	505,610	1,866,122
歳 出 合 計		116,002,144	3,598,751	119,600,895

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民記録システム及び戸籍附票システム改修事業	26,913 ^{千円}
	7 企画費	公共交通利用促進事業(ベニちゃんバス)	8,826
		公共交通利用促進事業(ベニちゃんり)	3,009
		新駅整備検討事業	17,000
		交通結節点整備事業(楯山駅周辺)	1,000
8 文化スポーツ費	市民会館整備運営事業	281,018	
3 民生費	1 社会福祉費	介護サービス基盤整備事業	54,034
4 衛生費	2 清掃費	上野最終処分場第二期整備事業	4,209
	3 環境保全費	国際交流プラザ太陽光発電設備導入運用事業	27,883
5 労働費	1 労働福祉費	山形テルサ整備事業	35,198
6 農林水産業費	1 農業費	カントリーエレベーター等再編整備支援事業	720,568
		土地改良施設復旧事業	10,081
7 商工費	1 商工費	ふるさと納税推進事業	843,554
		旧千歳館エリア・リノベーション事業	362,970
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業(鈴川青野線ほか8路線)	397,488
		路面下空洞調査事業	3,795
		道路ストック修繕事業	65,500
		消雪設備更新事業	109,500
		雪につよい消雪道路整備事業	59,000
		自転車ネットワーク路線整備事業	37,000
		橋りょう長寿命化事業	231,880

款	項	事業名	金額
	4 都市計画費	本町第1ブロック南地区 地域生活拠点型再開発事業	145,700 ^{千円}
		公園施設長寿命化対策事業	46,390
		西部工業団地公園再編事業	44,595
		仮称花小路公園整備事業	32,368
		あかねヶ丘公園再整備事業	86,031
		霞城公園整備事業	19,260
10 教育費	2 小学校費	出羽小学校屋内運動場等 改築事業	29,050
		第二小学校校舎屋根改修事業	50,322
		第六小学校エレベーター 改修事業	24,674
		高瀬小学校校舎窓改修事業	7,271
		山寺小学校屋内運動場 屋根等改修事業	43,719
	3 中学校費	山寺中学校屋内運動場 屋根等改修事業	40,321
		屋内運動場空調設備等整備事業 (第二中学校ほか4校)	465,289

変更

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	山寺地区景観形成 (無電柱化)事業	45,700 ^{千円}	47,980 ^{千円}
	4 都市計画費	景観重点地区景観形成推進事業	4,053	4,220
		粹七エリア整備事業	409,721	459,721
		都市計画街路事業 (十日町双葉町線ほか2路線)	194,054	233,934

第3表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土砂災害対策事業	千円 35,900	普通貸借 又は証券 発行	借入先との 協定による。 %	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、繰上償還をし、又は低利債に借り換えることができる。

変 更

起債の目的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
スポーツ施設整備事業	千円 510,700	千円 469,800
防災基盤整備事業	6,300	11,600
山形テルサ整備事業	108,700	140,300
農業生産基盤整備事業	66,400	153,300
観光施設整備事業	103,200	210,800
道路橋りょう整備事業	562,400	769,100
地方道路等整備事業	642,700	646,000
市街地整備事業	344,000	369,000
都市計画街路事業	119,900	162,200
都市計画公園整備事業	247,300	312,100
消防施設整備事業	351,500	356,700
義務教育施設整備事業	921,700	1,364,300

議 第 6 号

令和 7 年度山形市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度山形市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第 2 条 令和 7 年度山形市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

（項 目）	（補 正 前）	（補 正 後）
(1) 主な建設改良事業		
配水管整備事業	1,140,244千円	1,408,831千円
施設整備事業	761,127千円	841,147千円
負担事業	107,066千円	108,230千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,166,069千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額204,758千円、過年度分損益勘定留保資金4,718千円、建設改良積立金取崩額220,000千円、当年度分損益勘定留保資金1,736,593千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,454,376千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額236,553千円、過年度分損益勘定留保資金4,718千円、建設改良積立金500,000千円、当年度分損益勘定留保資金1,713,105千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の予定額）		（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入		
第 1 款 資 本 的 収 入	1,613,807千円		61,464千円	1,675,271千円
第 2 項 工 事 負 担 金	96,983千円		1,222千円	98,205千円
第 3 項 受 託 金	16,824千円		3,988千円	20,812千円
第 4 項 補 助 金	0 千円		56,254千円	56,254千円

	支	出	
第1款 資本的支出	3,779,876千円	349,771千円	4,129,647千円
第1項 建設改良費	2,531,782千円	349,771千円	2,881,553千円

令和8年2月26日提出

山形市長 佐藤 孝弘

議 第 7 号

令和7年度山形市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度山形市公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度山形市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

（項 目）	（補 正 前）	（補 正 後）
(1) 主な建設改良事業		
污水管渠建設事業	843,976千円	1,151,006千円
雨水管渠建設事業	997,244千円	1,022,528千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 下水道事業収益	7,981,348千円	1,282,079千円	9,263,427千円
第2項 営業外収益	2,758,791千円	820,513千円	3,579,304千円
第3項 特別利益	0千円	461,566千円	461,566千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	7,850,132千円	1,405,886千円	9,256,018千円
第3項 特別損失	3,572千円	1,405,886千円	1,409,458千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,757,370千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額48,250千円、過年度分損益勘定留保資金1,477,002千円及び当年度分損益勘定留保資金1,232,118千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,622,455千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額101,419千円、過年度分損益勘定留保資金1,477,002千円及び当年度分損益勘定留保資金2,044,034千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の予定額)		(補正予定額)	(計)
	収	入		
第1款 資 本 的 収 入	6,418,765千円	▲ 532,771千円		5,885,994千円
第1項 企 業 債	3,875,000千円	130,100千円		4,005,100千円
第2項 補 助 金	589,661千円	157,642千円		747,303千円
第3項 負 担 金	1,954,104千円	▲ 820,513千円		1,133,591千円
	支	出		
第1款 資 本 的 支 出	9,176,135千円	332,314千円		9,508,449千円
第1項 建 設 改 良 費	2,335,266千円	332,314千円		2,667,580千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた企業債の限度額を、次のとおり補正する。

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
公 共 下 水 道 事 業	千円 1,263,300	千円 1,393,400

令和8年2月26日提出

山形市長 佐藤孝弘

令和 8 年 3 月

市 議 会 定 例 会 議 案

(令和 8 年度予算関係)

山 形 市

議 第 8 号

令和 8 年度山形市一般会計予算

令和 8 年度山形市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ117,146,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 26 日 提出

山形市長 佐藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		38,753,158 ^{千円}
	1 市 民 税	17,917,200
	2 固 定 資 産 税	15,719,269
	3 軽 自 動 車 税	772,383
	4 市 た ば こ 税	1,514,931
	5 入 湯 税	53,350
	6 都 市 計 画 税	2,776,025
2 地 方 譲 与 税		674,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	126,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	492,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	56,000
3 利 子 割 交 付 金		90,000
	1 利 子 割 交 付 金	90,000
4 配 当 割 交 付 金		150,000
	1 配 当 割 交 付 金	150,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		200,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	200,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		473,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	473,000

款	項	金 額
7 地方消費税交付金		7,320,000 ^{千円}
	1 地方消費税交付金	7,320,000
8 ゴルフ場利用税交付金		3,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	3,000
9 環境性能割交付金		9,000
	1 環境性能割交付金	9,000
10 地方特例交付金		386,000
	1 地方特例交付金	386,000
11 地方交付税		14,690,000
	1 地方交付税	14,690,000
12 交通安全対策特別交付金		32,000
	1 交通安全対策特別交付金	32,000
13 分担金及び負担金		869,229
	1 負担金	869,229
14 使用料及び手数料		1,511,857
	1 使用料	845,562
	2 手数料	666,295
15 国庫支出金		19,349,711
	1 国庫負担金	14,665,509
	2 国庫補助金	4,611,497
	3 委託金	72,705

款	項	金 額
16 県 支 出 金		8,713,296 ^{千円}
	1 県 負 担 金	5,140,896
	2 県 補 助 金	2,915,845
	3 委 託 金	656,555
17 財 産 収 入		4,499,286
	1 財 産 運 用 収 入	131,609
	2 財 産 売 払 収 入	4,367,677
18 寄 附 金		2,612,500
	1 寄 附 金	2,612,500
19 繰 入 金		3,059,060
	1 特 別 会 計 繰 入 金	382,134
	2 基 金 繰 入 金	2,676,926
20 繰 越 金		600,000
	1 繰 越 金	600,000
21 諸 収 入		4,629,803
	1 延滞金、加算金及び 過料	45,135
	2 市 預 金 利 子	11,300
	3 貸付金元利収入	3,109,478
	4 受託事業収入	227,380
	5 雑 入	1,236,510
22 市 債		8,521,100
	1 市 債	8,521,100
歳 入 合 計		117,146,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		674,475 ^{千円}
	1 議 会 費	674,475
2 総 務 費		18,797,242
	1 総 務 管 理 費	8,178,431
	2 徴 税 費	1,190,885
	3 戸籍住民基本台帳費	496,701
	4 選 挙 費	82,498
	5 統 計 調 査 費	64,521
	6 監 査 委 員 費	109,307
	7 企 画 費	3,707,215
	8 文化スポーツ費	4,897,143
	9 交通安全対策費	70,541
	3 民 生 費	
1 社 会 福 祉 費		19,581,377
2 児 童 福 祉 費		21,099,544
3 生 活 保 護 費		4,105,277
4 災 害 対 策 費		157,191
4 衛 生 費		8,988,487
	1 保 健 衛 生 費	4,304,236
	2 清 掃 費	4,159,196
	3 環 境 保 全 費	494,138
	4 上 水 道 費	30,917

款	項	金額
5 労働費		402,719 ^{千円}
	1 労働福祉費	402,719
6 農林水産業費		2,064,490
	1 農業費	1,721,200
	2 林業費	343,290
7 商工費		6,836,505
	1 商工費	6,763,315
	2 消費者保護費	73,190
8 土木費		11,182,154
	1 土木管理費	533,768
	2 道路橋りょう費	3,197,632
	3 河川費	245,825
	4 都市計画費	3,439,946
	5 下水道費	3,300,000
	6 住宅費	464,983
9 消防費		3,574,191
	1 消防費	3,574,191
10 教育費		10,057,480
	1 教育総務費	2,386,530
	2 小学校費	2,133,039
	3 中学校費	564,664
	4 高等学校費	1,474,703
	5 幼稚園費	67,131

款	項	金額
	6 社会教育費	1,129,791 ^{千円}
	7 保健体育費	2,301,622
11 災害復旧費		6,544
	1 農林水産施設災害復旧費	2,286
	2 公共土木施設災害復旧費	4,258
12 公債費		9,568,324
	1 公債費	9,568,324
13 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳出	合計	117,146,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額	
例規集管理システム更新事業	令和8年度から 令和13年度まで	千円 22,842	
本庁舎空調設備改修事業	令和9年度	137,560	
固定資産評価替基礎情報調査 分 析 事 業	令和8年度から 令和11年度まで	45,768	
県議会議員選挙ポスター掲示場 設置管理撤去委託等経費	令和9年度	19,539	
市議会議員選挙ポスター掲示場 設置管理撤去委託等経費	令和8年度から 令和9年度まで	46,696	
新 駅 整 備 検 討 事 業 (基本設計費負担金)	令和9年度	57,000	
楯山駅周辺整備事業 (基本計画調査費負担金)	令和9年度	49,000	
総合福祉センター昇降機改修事業	令和9年度	14,708	
児童遊戯施設・子育て支援センター (べにっこひろば) 指定管理料	令和9年度から 令和13年度まで	495,566	
児童遊戯施設・子育て支援センター (南部児童遊戯施設) 整備運営事業	令和9年度から 令和18年度まで	2,368,147千円に物価変動による増減 額を加えた額	
重粒子線がん治療費 利子補給補助金	令和 8年度	令和8年度から 令和15年度まで	融資総額6,280千円の融資残高に 対して年6%以内の利子相当額
市有施設太陽光発電設備導入事業費 補 助 金		令和9年度	8,172
農業後継者及び認定 農業者育成支援事業 貸付金の利子補給	令和 8年度	令和8年度から 令和18年度まで	融資総額130,000千円の融資残高 に対して年1%以内の割合で計 算した額
農業災害復旧資金の 利 子 補 給	令和 8年度	令和8年度から 令和13年度まで	融資総額10,000千円の融資残高 に対して年1%以内の割合で計 算した額
農業近代化資金の 利 子 補 給	令和 8年度	令和8年度から 令和11年度まで	融資総額10,000千円の償還にか かる利子の年1.5%を超える部分 に対して年1%以内の利子相当額
農林業天災対策資金の 利 子 補 給	令和 8年度	令和8年度から 令和15年度まで	融資総額25,000千円の融資残高 に対して基準金利から貸付利率 を差し引いた割合で計算した利 子相当額

事 項		期 間	限 度 額
災害・経営安定対策資金の 利 子 補 給	令 和 8 年度	令 和 8 年 度 か ら 令 和 23 年 度 ま で	千円 融資総額30,000千円の融資残高 に対して基準金利から貸付利率 を差し引いた割合で計算した利 子相当額
山形国際交流プラザ空調自動制御設備 改 修 事 業		令 和 9 年 度	125,576
特定計量器定期検査事業		令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	1,908
道路維持補修事業		令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	150,000
山形県施行河川整備事業費 負担金（市道付帯工事）		令 和 9 年 度 か ら 令 和 16 年 度 ま で	1,185,122
道路トンネル長寿命化事業		令 和 9 年 度	70,800
山形駅東西自由通路 エレベーター改修事業		令 和 9 年 度	11,419
除 排 雪 等 経 費		令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	350,000 (当初の想定を超える除排雪に要 する額)
河川パトロール車更新事業		令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	4,352
霞城公園整備計画改定事業		令 和 9 年 度	12,880
消防救急デジタル無線整備事業		令 和 9 年 度	509,095
消防ポンプ自動車整備事業		令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	78,300
出羽小学校屋内運動場等改築事業		令 和 9 年 度	52,610
霞城公民館受変電設備改修事業		令 和 9 年 度	16,936

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域集会所等整備事業	千円 4,900	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 [%]	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。
コミュニティセンター 整備事業	37,200			
庁舎整備事業	155,000			
地域総合整備資金貸付 事業	1,750,000			
新駅整備事業	42,400			
デジタル活用推進事業	15,100			
やまがたクリエイティブシ ティセンターQ1整備事業	10,500			
市民会館整備事業	1,496,700			
スポーツ施設整備事業	666,000			
公共施設除却事業	203,600			
総合福祉センター整備 事業	8,800			
障がい福祉施設整備 事業	57,800			
老人福祉施設整備事業	50,900			
福祉文化センター整備 事業	4,000			
保育施設整備事業	53,100			
児童遊園整備事業	88,600			
斎場整備事業	20,600			
最終処分場施設整備 事業	147,000			
農業生産基盤整備事業	34,600			
放牧場整備事業	1,200			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農村振興環境整備事業	1,100 ^{千円}	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 [%]	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。
林道整備事業	21,000			
公有林整備事業	4,600			
山形国際交流プラザ 整備事業	273,400			
道路橋りょう整備事業	293,600			
地方道路等整備事業	957,600			
河川整備事業	110,200			
市街地整備事業	413,900			
都市計画街路事業	52,700			
都市計画公園整備事業	250,700			
公営住宅整備事業	35,100			
消防施設整備事業	605,400			
義務教育施設整備事業	573,400			
公民館整備事業	21,400			
図書館整備事業	4,200			
学校給食センター整備 事業	54,800			
合 計	8,521,100			

議 第 9 号

令和 8 年度山形市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 8 年度山形市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 栓 数		112,268 栓
(2) 年 間 総 給 水 量		25,193 千 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量		69,022 m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業		
配 水 管 整 備 事 業	事 業 費	1,140,190 千円
施 設 整 備 事 業	事 業 費	1,277,610 千円
負 担 事 業	事 業 費	74,705 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款 水 道 事 業 収 益		6,435,291 千円
第 1 項 営 業 収 益		5,835,076 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		600,215 千円
支 出		
第 1 款 水 道 事 業 費 用		6,120,962 千円
第 1 項 営 業 費 用		5,694,873 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		372,612 千円
第 3 項 特 別 損 失		3,477 千円
第 4 項 予 備 費		50,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,298,850千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額294,450千円、過年度分損益勘定留保資金289千円、建設改良積立金1,400,000千円、当年度分損益勘定留保資金1,604,111千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		1,133,076千円
第1項 企業債		1,000,000千円
第2項 工事負担金		53,102千円
第3項 補助金		55,798千円
第4項 受託金		24,176千円
支 出		
第1款 資本的支出		4,431,926千円
第1項 建設改良費		3,186,112千円
第2項 企業債償還金		1,194,314千円
第3項 投資		1,500千円
第4項 予備費		50,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道管路更新事業 (配水管工事・路面復旧工事)	令和9年度	150,000 <small>千円</small>
浄配水施設耐震化事業 (熊の前配水場移転事業)	令和9年度	340,956
浄配水設備更新事業 (松原系遠方監視装置更新工事ほか2件)	令和9年度	326,700

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道整備事業	1,000,000 <small>千円</small>	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 <small>%</small>	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、繰上償還をし、又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費(児童手当を除く) 1,360,357千円

(2) 交際費 300千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、44,733千円と定める。

令和8年2月26日提出

山形市長 佐藤孝弘

議 第 10 号

令和 8 年度山形市公共下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 8 年度山形市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排 水 戸 数		77,097戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量		30,743千m ³
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量		84,228m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業		
汚 水 管 渠 建 設 事 業	事 業 費	1,035,727千円
雨 水 管 渠 建 設 事 業	事 業 費	1,197,803千円
処 理 場 及 び ポ ン プ 場 建 設 事 業	事 業 費	849,595千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款 下 水 道 事 業 収 益		8,194,982千円
第 1 項 営 業 収 益		5,187,676千円
第 2 項 営 業 外 収 益		3,007,306千円
支 出		
第 1 款 下 水 道 事 業 費 用		7,988,177千円
第 1 項 営 業 費 用		6,884,771千円
第 2 項 営 業 外 費 用		1,049,746千円
第 3 項 特 別 損 失		3,660千円
第 4 項 予 備 費		50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,146,886千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額127,596千円、過年度分損益勘定留保資金2,879,479千円、減債積立金35,000千円及び当年度分損益勘定留保資金104,811千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		6,971,421千円
第1項 企業債		4,240,100千円
第2項 補助金		957,480千円
第3項 負担金		1,773,841千円
支 出		
第1款 資本的支出		10,118,307千円
第1項 建設改良費		3,456,741千円
第2項 企業債償還金		6,611,566千円
第3項 予備費		50,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道利用資金の利子補給	令和8年度から融資を得た額の元金償還が完了する日まで	千円 下水道利用資金として融資を得た額の融資残高に対する利子相当額
下水道処理施設改築事業 (七浦中継ポンプ場ほか)	令和9年度	1,021,866

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 1,808,500	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 %	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。
流域下水道事業	371,900			
特定環境保全公共下水道事業	54,200			
資本費平準化債	1,800,000			
下水道事業債(特別措置分)	205,500			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 (児童手当を除く) 394,245千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、500千円と定める。

令和8年2月26日提出

山形市長 佐藤 孝 弘

議 第 11 号

令和 8 年度山形市農業集落排水事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 8 年度山形市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排 水 戸 数	1,346戸
(2) 排 水 人 口	4,146人
(3) 主 な 建 設 改 良 事 業	
処理場及びポンプ場建設事業	事 業 費 18,191千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中、地方公営企業法の財務規定の適用に要する経費に充てるため、公営企業会計適用債2,700千円を借り入れる。

収 入

第 1 款 農業集落排水事業収益	191,019千円
第 1 項 営 業 収 益	41,758千円
第 2 項 営 業 外 収 益	149,261千円

支 出

第 1 款 農業集落排水事業費用	191,006千円
第 1 項 営 業 費 用	181,343千円
第 2 項 営 業 外 費 用	6,662千円
第 3 項 特 別 損 失	1 千円
第 4 項 予 備 費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額47,061千円は、減債積立金2,707千円、過年度分損益勘定留保資金3,230千円及び当年度分損益勘定留保資金41,124千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		45,408千円
第1項 企業債		8,700千円
第2項 補助金		36,708千円
支 出		
第1款 資本的支出		92,469千円
第1項 建設改良費		18,191千円
第2項 企業債償還金		73,278千円
第3項 予備費		1,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業	千円 8,700	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。%	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。
公営企業会計適用債	2,700			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失

(他会計からの補助金)

第8条 農業集落排水事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、68,892千円である。

令和8年2月26日提出

山形市長 佐藤孝弘

議 第 12 号

令和 8 年度山形市立病院済生館事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 8 年度山形市立病院済生館事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	524床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	149,285人
外 来	182,024人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
入 院	409人
外 来	746人
(4) 主要な建設改良事業	
医療器械器具及び備品購入	469,550千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 病 院 事 業 収 益	14,558,783千円
第 1 項 医 業 収 益	13,425,115千円
第 2 項 医 業 外 収 益	996,855千円
第 3 項 附 帯 事 業 収 入	136,813千円
支 出	
第 1 款 病 院 事 業 費 用	14,556,107千円
第 1 項 医 業 費 用	14,328,720千円
第 2 項 医 業 外 費 用	70,574千円
第 3 項 附 帯 事 業 費 用	136,813千円
第 4 項 特 別 損 失	10,000千円
第 5 項 予 備 費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額235,297千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,173千円、過年度分損益勘定留保資金155,989千円、及び当年度分損益勘定留保資金78,135千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	660,084千円
第1項 企業債	459,800千円
第2項 負担金	129,609千円
第3項 補助金	70,575千円
第4項 その他資本的収入	100千円
支 出	
第1款 資本的支出	895,381千円
第1項 建設改良費	645,163千円
第2項 企業債償還金	249,218千円
第3項 予備費	1,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院整備事業	52,000 ^{千円}	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 [%]	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。
医療機器整備事業	407,800			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費（児童手当を除く） 8,097,398千円
- (2) 交際費 764千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,825,306千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種類	名称	数量	取得の態様
建物	外壁改修	一式	工事
医療機器	放射線画像管理システム	一式	購入
医療機器	関節鏡システム	一式	購入
医療機器	内視鏡システム	一式	購入
器具備品	プライベートLTE (sXGP) システム	一式	購入
器具備品	業務用スマートフォン	一式	購入

令和8年2月26日提出

山形市長 佐藤孝弘

令和 8 年度山形市国民健康保険事業会計予算

令和 8 年度山形市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,023,014千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 26 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		4,067,203 ^{千円}
	1 国民健康保険税	4,067,203
2 使用料及び手数料		14
	1 手 数 料	14
3 国庫支出金		4,234
	1 国庫補助金	4,234
4 県支出金		15,448,016
	1 県補助金	15,448,016
5 財産収入		4,655
	1 財産運用収入	4,655
6 繰入金		1,464,387
	1 一般会計繰入金	1,398,012
	2 基金繰入金	66,375
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		34,504
	1 延滞金、加算金及び過料	20,002
	2 預金利子	1
	3 雑収入	14,501
歳 入 合 計		21,023,014

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		355,136 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	314,923
	2 徴 税 費	39,498
	3 運 営 協 議 会 費	715
2 保 険 給 付 費		15,335,244
	1 療 養 諸 費	13,312,233
	2 高 額 療 養 費	1,968,984
	3 移 送 費	10
	4 出 産 育 児 諸 費	39,017
	5 葬 祭 諸 費	15,000
3 国民健康保険事業費 納付金		5,016,096
	1 医 療 給 付 費 分	3,293,407
	2 後期高齢者支援金等分	1,328,381
	3 介 護 納 付 金 分	394,308
4 保 健 事 業 費		234,038
	1 特定健康診査等事業費	207,114
	2 保 健 事 業 費	26,924
5 諸 支 出 金		32,500
	1 償還金及び還付加算金	30,000
	2 貸 付 金	2,500
6 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出	合 計	21,023,014

議 第 14 号

令和 8 年度山形市後期高齢者医療事業会計予算

令和 8 年度山形市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,143,807千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 26 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 險 料		4,034,747 ^{千円}
	1 後期高齢者医療保険料	4,034,747
2 使用料及び手数料		1
	1 手 数 料	1
3 繰 入 金		1,100,057
	1 繰 入 金	1,100,057
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		9,001
	1 延滞金、加算金及び過料	700
	2 償還金及び還付加算金	8,300
	3 雑 入	1
歳 入 合 計		5,143,807

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		90,284 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	68,113
	2 徴 収 費	22,171
2 後期高齢者医療広域 連合納付金		5,045,121
	1 後期高齢者医療広域 連合納付金	5,045,121
3 諸 支 出 金		8,302
	1 償還金及び還付加算金	8,300
	2 繰 出 金	2
4 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出 合 計		5,143,807

令和 8 年度山形市介護保険事業会計予算

令和 8 年度山形市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,706,111千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 26 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 險 料		5,150,202 ^{千円}
	1 介 護 保 險 料	5,150,202
2 使用料及び手数料		500
	1 手 数 料	500
3 国 庫 支 出 金		5,613,434
	1 国 庫 負 担 金	4,148,555
	2 国 庫 補 助 金	1,464,879
4 支 払 基 金 交 付 金		6,195,203
	1 支 払 基 金 交 付 金	6,195,203
5 県 支 出 金		3,199,627
	1 県 負 担 金	3,089,322
	2 県 補 助 金	110,305
6 財 産 収 入		12,704
	1 財 産 運 用 収 入	12,704
7 繰 入 金		3,534,268
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,451,598
	2 基 金 繰 入 金	82,670
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		172
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 貸付金元利収入	100
	3 雑 入	71
歳 入 合 計		23,706,111

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		431,963 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	300,648
	2 徴 収 費	14,936
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	113,160
	4 趣 旨 普 及 費	3,219
2 保 険 給 付 費		22,270,396
	1 介 護 サービス等諸費	20,372,757
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	715,876
	3 そ の 他 諸 費	26,061
	4 高 額 介 護 サービス等費	521,209
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サービス等費	100,178
	6 特 定 入 所 者 介 護 サービス等費	534,315
3 地 域 支 援 事 業 費		809,765
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サービス事業費	621,824
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	48,553
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	136,224
	4 そ の 他 諸 費	3,164
4 保 健 福 祉 事 業 費		64,571
	1 保 健 福 祉 事 業 費	64,571
5 諸 支 出 金		124,416
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	7,527
	2 繰 出 金	116,889
6 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	23,706,111

議 第 16 号

令和 8 年度山形市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算

令和 8 年度山形市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,416千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 26 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰入金		7,216 ^{千円}
	1 繰入金	7,216
2 繰越金		599
	1 繰越金	599
3 諸収入		11,601
	1 貸付金元利収入	11,600
	2 雑収入	1
歳入合計		19,416

歳 出

款	項	金額
1 総務費		19,316 ^{千円}
	1 総務管理費	7,116
	2 貸付金	12,200
2 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		19,416

議 第 17 号

令和 8 年度山形市財産区会計予算

令和 8 年度山形市の財産区会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,513千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 26 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 小白川財産区収入		53 ^{千円}
	1 財産運用収入	52
	2 繰越金	1
2 関沢財産区収入		1,558
	1 財産運用収入	822
	2 繰入金	736
3 山寺下組財産区収入		32
	1 財産運用収入	31
	2 繰越金	1
4 その他の財産区収入		8,870
	1 財産運用収入	251
	2 繰入金	8,153
	3 繰越金	466
歳 入	合 計	10,513

歳 出

款	項	金 額
1 小白川財産区費		53 <small>千円</small>
	1 財産区管理会費	53
2 関沢財産区費		1,558
	1 財産区管理会費	157
	2 財産管理費	1,401
3 山寺下組財産区費		32
	1 財産区管理会費	32
4 その他の財産区費		8,870
	1 財産管理費	8,870
歳 出	合 計	10,513

議 第 18 号

令和 8 年度山形市駐車場事業会計予算

令和 8 年度山形市の駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ578,113千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 26 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		571,309 ^{千円}
	1 使 用 料	571,309
2 繰 越 金		145
	1 繰 越 金	145
3 諸 収 入		6,659
	1 雑 入	6,659
歳 入 合 計		578,113

歳 出

款	項	金 額
1 管 理 費		306,448 ^{千円}
	1 駐 車 場 管 理 費	306,448
2 公 債 費		6,322
	1 公 債 費	6,322
3 繰 出 金		265,243
	1 繰 出 金	265,243
4 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出 合 計		578,113

令和 8 年度山形市公設地方卸売市場事業会計予算

令和 8 年度山形市の公設地方卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ280,585千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 26 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 事業収入		113,848 ^{千円}
	1 使用料及び手数料	113,848
2 繰入金		82,470
	1 繰入金	82,470
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		84,266
	1 貸付金元利収入	30,000
	2 雑収入	54,266
歳入合計		280,585

歳 出

款	項	金額
1 総務費		242,914 ^{千円}
	1 総務管理費	242,914
2 公債費		36,671
	1 公債費	36,671
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		280,585

議第20号

市道路線の認定について

別紙市道路線認定調書のとおり市道に認定する。

令和8年2月26日提出

山形市長 佐藤孝弘

理由

道路法第8条の規定により、市道に認定し、維持管理しようとするものである。

別紙

市道路線認定調書

整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
4402	べにぼな14号線	山形市大字漆山字北道上3129-5 山形市大字漆山字北道上3129-10		
4403	東山形33号線	山形市東山形一丁目121-6 山形市東山形一丁目121-1		
4404	印役住宅線	山形市印役町五丁目204-1 山形市印役町五丁目204-24		
4405	印役住宅1号線	山形市印役町五丁目226-9 山形市印役町五丁目204-23		
4406	印役住宅2号線	山形市印役町五丁目204-33 山形市印役町五丁目204-44		
4407	印役住宅3号線	山形市印役町五丁目204-27 山形市印役町五丁目204-51		
4408	落合12号線	山形市落合町字二口142-27 山形市落合町字二口142-25		
4409	落合13号線	山形市落合町字二口142-3 山形市落合町字二口142-10		
4410	落合14号線	山形市落合町字二口142-37 山形市落合町字小河向253-3		
4411	榎沢15号線	山形市大字下榎沢字榎557-5 山形市大字下榎沢字榎557-20		

議第21号

「工事請負契約の締結について」の一部変更について

令和6年9月27日に議決を経た令和6年議第94号「工事請負契約の締結について」の一部を次のように変更する。

令和8年2月26日提出

山形市長 佐藤 孝弘

3請負金額の項中「金1,864,500,000円」を「金1,820,167,800円」に改める。

理由

西部工業団地公園内スポーツ施設整備工事について、請負金額を変更しようとするものである。

議第22号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり、包括外部監査契約を締結する。

令和8年2月26日提出

山形市長 佐藤孝弘

- 1 契約の目的
当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期
令和8年4月1日
- 3 契約の金額
金11,230,780円を上限とする額
- 4 契約の相手方
 - (1) 氏名 小関悠司
 - (2) 資格 公認会計士

理由

令和8年度における包括外部監査契約を締結するため、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議決を求めようとするものである。

議第23号

公の施設の上山市区域内への設置に関する協議について

山形市の公の施設を上山市の区域内に設置することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項の規定により、次のとおり上山市と協議する。

令和8年2月26日提出

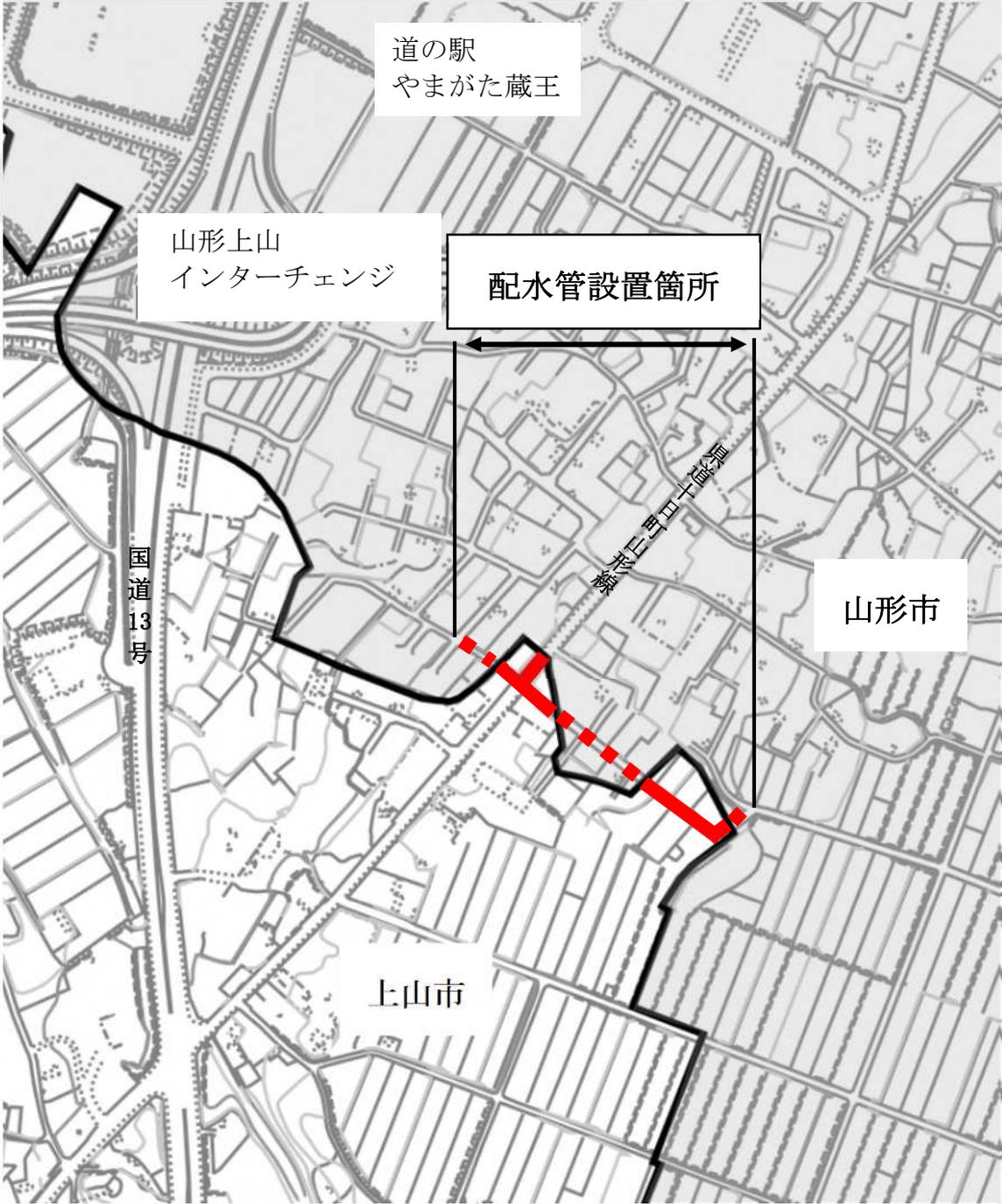
山形市長 佐藤孝弘

- 1 公の施設の名称 水道施設
- 2 設置の目的 配水管の布設による水道水の供給
- 3 設置の場所 上山市金瓶地内（位置については別図のとおり）
- 4 経費の負担 施設の設置に係る経費については、山形市が負担する。

理由

山形市の水道施設を上山市の区域内に設置することについて上山市と協議するため、地方自治法第244条の3第3項の規定により、議決を求めようとするものである。

別図



凡例	
	行政界（山形市・上山市）
	山形市区域内設置配水管
	上山市区域内設置配水管

議第24号

山形市宿泊税条例の設定について

山形市宿泊税条例を次のように制定する。

令和8年2月26日提出

山形市長 佐藤 孝弘

山形市宿泊税条例

(宿泊税)

第1条 市は、自然、歴史、文化、スポーツ等の観光資源の魅力の向上、来訪者の受入環境の充実その他宿泊者数及び宿泊数の増加、交流人口の拡大並びに市民及び来訪者の満足度の向上につながる持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館業 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（同条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。
- (2) 住宅宿泊事業 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅をいう。
- (4) 宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。
- (5) 宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき料金であって規則で定めるものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法及び山形市市税条例（昭和40年市条例第37号。以下「市税条例」という。）において使用する用語の例による。

(納税義務者等)

第3条 宿泊税は、宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

(課税免除)

第4条 次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校が教育活動の一環として実施する修学旅行その他の行事に参加する児童若しくは生徒又はそれらの引率者(当該行事としての宿泊であることを証明するために当該学校の長が発行する証明書を有する者に限る。)

(2) 前号に掲げるもののほか、同号に規定する行事に準ずるものとして規則で定めるものに参加する者(規則で定める者に限る。)

(課税標準)

第5条 宿泊税の課税標準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 宿泊料金が1人当たりごとに設定されている場合 1人当たりの宿泊料金の額

(2) 宿泊料金が1部屋当たりごとに設定されている場合 1部屋当たりの宿泊料金の額

(3) 宿泊料金が1棟当たりごとに設定されている場合 1棟当たりの宿泊料金の額

(税率及び税額の端数計算)

第6条 宿泊税の税率は、100分の3とする。

2 宿泊税は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の17第2項第9号に規定する条例で指定する法定外目的税とする。

(徴収の方法)

第7条 宿泊税は、特別徴収の方法により徴収する。

(特別徴収義務者)

第8条 宿泊税の特別徴収義務者(以下「特別徴収義務者」という。)は、旅館業又は住宅宿泊事業(以下「旅館業等」という。)を営む者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 特別徴収義務者は、宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者の申告等)

第9条 旅館業等を営もうとする者は、当該旅館業等を開始する日の前日まで（前条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者にあつては、当該指定を受けた日から10日以内）に、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書に当該事項を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2) 宿泊施設の所在地及び名称

(3) 客室数その他設備の概要

(4) 営業開始予定年月日（申告書を提出した日において既に営業を開始している場合にあつては、営業開始年月日）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の申告書を提出した者は、同項各号に掲げる事項に異動があつたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 特別徴収義務者は、宿泊施設の営業を1月以上休止しようとするときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る宿泊施設の営業を再開しようとするときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

5 特別徴収義務者は、宿泊施設の営業を廃止したときは、廃止した日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（納税管理人）

第10条 特別徴収義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、市内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に市長に申告し、又は市外に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうち当該事項の処理につき便宜を有する者を納税管理人として定めることについて、これを定める必要が生じた日から

10日以内に市長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告し、又は申請した事項に異動を生じた場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第11条 前条第2項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から10日以内とする。

(減免)

第12条 市長は、天災その他特別の事情がある場合において宿泊税の減免を必要とすると認める者に対し、宿泊税を減免することができる。

(申告納入)

第13条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までの期間に、徴収すべき宿泊税に係る宿泊料金の総額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出するとともに、その納入すべき税額を納入書により納入しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別徴収義務者が納入すべき税額が規則で定める金額以下であることその他の規則で定める要件に該当することについて市長の承認を受けた場合における同項の規定による申告及び納入（以下「申告納入」という。）の期限は、次の表の左欄に掲げる期間に徴収すべき宿泊税について、それぞれ同表の右欄に定める日とする。ただし、宿泊施設の営業を1月以上休止しようとする場合又は廃止した場合においてその休止しようとする日又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税に係る申告納入の期限は、その日から1月以内とする。

12月1日から2月末日まで	3月末日
3月1日から5月末日まで	6月末日
6月1日から8月末日まで	9月末日
9月1日から11月末日まで	12月末日

3 市長は、前項の承認を受けた特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

(不足金額等の納入の手續)

第14条 特別徴収義務者は、法第733条の16第4項の規定による通知を受けた場合において、不足金額(更正による納入すべき宿泊税額の不足金額又は決定による納入すべき宿泊税額をいう。)があるときは、当該通知により指定する期限までに、納入書によりこれを納入しなければならない。

2 特別徴収義務者は、法第733条の18第8項又は第733条の19第5項の規定による通知を受けた場合においては、当該通知により指定する期限までに、納入書により当該通知に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額を納入しなければならない。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第15条 市長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他やむを得ない理由があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 市長は、前項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

3 市長は、第1項の申請があった場合においては、同項又は前項に規定する措置をとるかどうかについて、当該申請があった日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第16条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該帳簿を第13条第1項又は第2項の規定により申告納入をした日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から5年間保存しなければならない。

(1) 宿泊年月日、宿泊者数、宿泊者が宿泊に関し支払うべき金額、宿泊料金の額及び宿泊税額

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 2 特別徴収義務者は、宿泊に係る売上伝票その他の書類であって前項各号に掲げる事項を記載したものを作成し、かつ、当該書類を当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から2年間保存しなければならない。

(帳簿及び書類の電磁的記録による保存等)

第17条 特別徴収義務者は、前条第1項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿(以下「関係帳簿」という。)の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

- 2 特別徴収義務者は、前条第2項の規定により保存をしなければならない書類(以下「関係書類」という。)の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

- 3 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類(規則で定めるものを除く。)の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき(当該関係書類の保存が行われている場合を除く。)は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

(帳簿及び書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第18条 特別徴収義務者は、関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。)による保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

- 2 特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。
- 3 前条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は同条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該関係帳簿又は当該関係書類の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

(市税に関する法令の規定の適用)

第19条 第17条第1項、第2項若しくは第3項前段又は前条各項のいずれかに規定する規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている関係帳簿又は保存が行われている関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対するこの条例その他の市税に関する法令の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該関係帳簿又は当該関係書類とみなす。

(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税)

第20条 宿泊税は、地方税法施行令第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号に規定する条例で指定する法定外目的税とする。

(山形市行政手続条例の適用除外)

第21条 宿泊税の賦課徴収に関する処分その他公権力の行使に当たる行為及び行政指導（山形市行政手続条例（平成9年市条例第1号）第2条第7号に規定する行政指導をいう。）に係る同条例の規定の適用については、市税条例の例による。

(賦課徴収)

第22条 宿泊税の賦課徴収については、法令又はこの条例に定めるもののほか、市税条例の定めるところによる。

(使途の公表)

第23条 市長は、毎年度、宿泊税の使途及びその内容を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(帳簿の記載及び書類の作成義務違反等に関する罪)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第1項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な理由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は同項の帳簿を隠匿した者
- (2) 第16条第1項の規定に違反して同項の帳簿を同項に定める期間保存しなかった者
- (3) 第16条第2項の規定により作成すべき書類について正当な理由がなくて作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成し、又は同項の書類を隠匿した者
- (4) 第16条第2項の規定に違反して同項の書類を同項に定める期間保存しなかった者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用する。

(経過措置)

3 この条例の公布の日において現に旅館業等を営んでいる者又は同日から施行日までの間において旅館業等を営もうとする者は、第9条第1項の規定にかかわらず、施行日の前日までに、同項に規定する申告書にその事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

4 前項の申告書を提出した者は、その申告した事項に異動があったときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(準備行為)

5 第8条第2項の規定による指定及び第10条第1項の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(検討)

- 6 市長は、この条例の施行後5年ごとに、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

宿泊者数等の増加や交流人口の拡大等につながる観光振興施策に要する費用に充てるため、宿泊税を導入しようとするものである。

山形市ひと休みびと支援条例の設定について

山形市ひと休みびと支援条例を次のように制定する。

令和8年2月26日提出

山形市長 佐藤 孝弘

山形市ひと休みびと支援条例

ひきこもりとは、様々な事情から社会的参加を避け、家庭にとどまり続けている状態又はそれに近い状態のことです。

かつては、ひきこもりの状態にある人は、不登校の延長線上にあるものとして、若年層に多いものと捉えられていましたが、近年では、中高年を含む幅広い年代に見られるようになりました。

ひきこもりは誰にでも起こり得ることで、その理由や背景は人それぞれ違うものです。ひきこもりの状態にある人は、自ら望んでひきこもっているのではなく、やむを得ずその状態に置かれ、それぞれが次の段階に進むためにひと休みをしているに過ぎません。

しかし、社会には、ひきこもりに対する「甘えや怠け」といった偏見があり、その中で、本人は、言葉にすることができない孤独や生きづらさ、様々な生活上の困難を抱えています。その家族もまた、そのような偏見によって助けを求めにくくなり、更に孤立し苦しんでいる現状があります。

そのような現状を解消するために必要なのは、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、安心して暮らせる社会をつくることです。そのためには、本人やその家族の気持ちが尊重され、一人ひとりに合った支援が必要なときに受けられる、困ったときには誰もが安心して相談することができる、そのような環境を整えることが不可欠です。

また、休むことも動き出すことも、本来、本人の意思に基づいて行うものです。周囲の人々は、本人が望まない社会との関わりを強要することはできません。大切なのは、本人が社会と関わる一步を踏み出そうとした時にためらわずに前に進むことができるよう、周囲の一人ひと

りがひきこもりに対する正しい理解と寛容さを持ち、本人の意思に寄り添いながら継続的な支援を行うことです。

そこで山形市は、ひきこもらざるを得ない状態にある方を「ひと休みびと」と称し、市民一人ひとりの理解と地域社会における支え合いを広げ、将来にわたり必要な支援を行うため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、ひと休みびと及びその家族等（以下「ひと休みびと等」という。）の支援に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、ひと休みびと等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ひと休みびと等に対する市民の理解及び支援を推進し、もってひと休みびと等が安心して暮らすことのできる、誰一人取り残されない地域共生社会をつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ひと休みびと 様々な事情から社会的参加を避け、家庭にとどまり続けている状態又はそれに近い状態であって、次の段階に進むために少し休んでいる状態（以下「ひと休み」という。）にある者をいう。
- (2) 家族等 家族その他日常生活においてひと休みびとと密接な関係を有する者をいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内において活動し、若しくは事業を営む者等をいう。
- (4) 関係機関 市内においてひと休みびと等の支援に携わる医療、福祉、保健、教育、生活、地域づくり、雇用等に関連する機関をいう。

(基本理念)

第3条 ひと休みびと等の支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) ひと休みは誰にでも起こり得るものであることなど、ひと休みに対する市民の理解を深めることにより、ひと休みびと等が安心して生活することができること。
- (2) 家族等もひと休みびとと同様に不安又は悩みを抱えていることについて配慮されること。
- (3) ひと休みびと等の意思を尊重し、それに寄り添いながら、ひと休みびと等の意思や状況に応じた必要な支援が継続的に行われること。
- (4) ひと休みびと等が、自らの意思により、自らが目指す生き方や社会との関わり方等を決

めることができるよう配慮されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ひと休みびと等の支援に関する施策を総合的に実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、ひと休みびと等の支援が円滑に行われるよう、関係機関と連携し、及び協力するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、ひと休みびと等の置かれている状況及びひと休みびと等の支援の必要性についての理解を深め、地域社会においてひと休みびと等の意思が尊重されるよう十分に配慮するとともに、市が実施するひと休みびと等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第6条 関係機関は、基本理念にのっとり、ひと休みびと等に対し適切な支援を行うとともに、市が実施するひと休みびと等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の基本的施策)

第7条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施する。

- (1) ひと休みびと等への相談支援
- (2) ひと休みびと等に関する情報の収集及び提供
- (3) ひと休みびと等についての理解を深めるための啓発
- (4) ひと休みびと等が自ら望む将来を歩むために必要な支援及び環境の整備
- (5) その他市長が必要と認める施策

(財政上の措置)

第8条 市は、前条の施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、ひと休みびと等の支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

ひきこもりへの理解と支援を推進するため、基本理念や市の責務等について定めようとするものである。

議第26号

山形市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の設定について

山形市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和8年2月26日提出

山形市長 佐藤 孝弘

山形市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条—第33条）

第3章 雑則（第34条・第35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第54条の3において準用する法第46条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業

（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（一般原則）

第3条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者を

いう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての

子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談

(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。)を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者(法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。)から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定(以下この条において「乳児等支援給付認定」という。)を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、

他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年市条例第72号）第38条の規定に基づき保育所における保育の内容について規則で定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、

常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの

家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記

録しなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第19条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子

計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。) を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準

用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

（委任）

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

子ども・子育て支援法の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について定めようとするものである。

議第27号

山形市児童遊戯施設条例及び障がい者の施設使用料等を無料とする条例の一部改正について

山形市児童遊戯施設条例及び障がい者の施設使用料等を無料とする条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月26日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市児童遊戯施設条例及び障がい者の施設使用料等を無料とする条例の一部を改正する条例

(山形市児童遊戯施設条例の一部改正)

第1条 山形市児童遊戯施設条例（平成26年市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条第1項第3号中「第4条」を「第5条」に改め、同項第4号中「第5条」を「第6条」に改め、同項第5号中「第6条」を「第7条」に改め、同項第6号中「第12条」を「第13条」に改め、同条第2項中「第4条から第6条」を「第5条から第7条」に、「第12条」を「第13条」に改め、同条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条中「施設を利用する者及び使用者」を「入園者」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「第6条」を「第7条」に改め、同条を第11条とする。

第9条の見出し中「使用料」を「使用料等」に改め、同条中「納付された」を「納入された入園料及び」に改め、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号中「使用者」を「使用料にあっては、使用者」に、「責」を「責め」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 入園料にあっては、施設に入園した者（以下「入園者」という。）の責めによらない理由により、施設を利用することができなかつたとき。

第9条を第10条とする。

第8条の見出し中「使用料」を「使用料等」に改め、同条中「前条第1項の」を「入園料又は」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項中「使用料」の次に「（以下「使用料」という。）」を加え、同条第2項中「前項の」を削り、同条を第8条とする。

第6条中「第4条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（入園料）

第4条 施設に入園しようとする者は、入園料を納入しなければならない。

2 前項の入園料（以下「入園料」という。）は、1人1回の入園につき500円とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、入園料を無料とする。

- (1) この市に住所を有する者
- (2) 満1歳に満たない者
- (3) 次条第1項の規定による許可を受けて同項の遊びの大ホール等のみを使用する者
- (4) ベにっこひろばの屋外施設のみを利用する者

別表中「第7条」を「第8条」に改める。

（障がい者の施設使用料等を無料とする条例の一部改正）

第2条 障がい者の施設使用料等を無料とする条例（平成18年市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(8) 山形市児童遊戯施設条例（平成26年市条例第28号）第4条第2項に規定する入園料

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

理 由

施設の利用状況等を踏まえ、市民以外の利用者に対する入園料を新設しようとするものである。

議第28号

山形市行政手続条例の一部改正について

山形市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月26日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市行政手続条例の一部を改正する条例

山形市行政手続条例（平成9年市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を山形市公告式条例（昭和25年市条例第23号）第2条第3項に規定する掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を山形市公告式条例（昭和25年市条例第23号）第2条第3項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を当該行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同条第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「掲示を始めた」を「当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第15条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の第22条第3項若しくは第29条又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後にする通知について適用し、施行日前にした通知については、なお従前の例による。

理 由

行政手続法の改正にあわせ、聴聞等の通知に係る公示送達の方法について所要の改正を行うとするものである。

山形市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

山形市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月26日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表18の項中「救急消防援助隊」を「緊急消防援助隊」に改め、同表に次のように加える。

19	危険鳥獣等 対応業務手 当	(1) 職員が、次に掲げる業務に従事したとき。 ア 危険鳥獣等の捕獲等又は放獣に関する業務 イ 危険鳥獣等の搜索又は追跡に関する業務	日の出から日没までの時間帯において行うとき。	日額 1,080円
			日没から日の出までの時間帯を含む時間帯において行うとき。	日額 1,620円
		(2) 職員が、次に掲げる業務に従事したとき。 ア 危険鳥獣等の個体調査に関する業務 イ 排泄物（危険鳥獣等の排泄物である疑いのあるものに限る。）の調査に関する業務		日額 400円

別表備考に次のように加える。

- (5) 危険鳥獣等 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第6項に規定する危険鳥獣その他規則で定める鳥獣をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

2 改正後の別表19の項の規定は、令和7年9月1日から適用する。

理 由

熊等の危険鳥獣等への対応業務を行う職員に対して特殊勤務手当を支給しようとするものである。

議第30号

山形市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

山形市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月26日提出

山形市長 佐藤 孝弘

山形市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

山形市基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和39年市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表1 積立基金の表中小企業緊急経済対策金融支援基金の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

中小企業緊急経済対策金融支援基金を廃止しようとするものである。

議第31号

山形市手数料条例の一部改正について

山形市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月26日提出

山形市長 佐藤 孝 弘

山形市手数料条例の一部を改正する条例

山形市手数料条例（昭和26年市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1の97の項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、
同表98の項中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

建築基準法施行令の改正に伴い、規定の整備をしようとするものである。

議第32号

山形市児童遊園条例の一部改正について

山形市児童遊園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月26日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市児童遊園条例の一部を改正する条例

山形市児童遊園条例（昭和43年市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表印役児童遊園の項の次に次のように加える。

印役町西川原児童遊園	山形市印役町五丁目204番62
------------	-----------------

別表落合二口児童遊園の項の次に次のように加える。

かきだん児童遊園	山形市落合町字二口142番44
----------	-----------------

別表田中児童遊園の項、同志平児童遊園の項、新井田児童遊園の項及び馬畔児童遊園の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

児童遊園の新設及び廃止を行おうとするものである。

議第33号

山形市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
について

山形市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和8年2月26日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例

山形市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年市条例第1
号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳
児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第11条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」
に改める。

第14条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児
等通園支援事業所」に改める。

第17条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その
他の」に改める。

第19条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第
65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加
える。

第23条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第23条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第27条後段を削る。

第28条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

内閣府令の改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について所要の改正を行おうとするものである。

議第34号

山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月26日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号ア中「第13条第3項第2号」を「第13条第3項第3号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

第28条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

内閣府令の改正に伴い、母子生活支援施設の職員の資格に関する基準について所要の改正を行おうとするものである。

議第35号

山形市森林等の火入れに関する条例の一部改正について

山形市森林等の火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月26日提出

山形市長 佐藤 孝弘

山形市森林等の火入れに関する条例の一部を改正する条例

山形市森林等の火入れに関する条例（昭和59年市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（火入れの中止）

第13条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の対象期間中であつても、次の各号のいずれかに該当するときは、火入れを行つてはならない。

(1) 強風注意報又は乾燥注意報が発表されたとき。

(2) 林野火災に関する注意報又は火災に関する警報が発令されたとき。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によつて他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は前項各号のいずれかに該当するときは、速やかに消火しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

森林等における火入れの中止要件について所要の改正を行おうとするものである。

議第36号

山形市火災予防条例の一部改正について

山形市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月26日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市火災予防条例の一部を改正する条例

山形市火災予防条例（昭和48年市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第8条の2とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第8条 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用することができる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第31条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第54条第7号の2を同条第7号の3とし、同条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同号を同条第7号の2とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

理 由

総務省令の改正に伴い、サウナ設備に係る火災予防上必要な措置について所要の改正を行うとするものである。